【論文】

自治体における養育支援訪問事業の実施に 影響を与える要因の分析

―ミクロからメゾ領域の実践に焦点を当てて―

木 村 容 子

和文抄録

本研究の目的は、ミクロからメゾレベルにおけるソーシャルワークの視点から、自治体による目的に照らした養育支援訪問事業の実施に必要な構成要素を明らかにすることである。全国 1,742 自治体の本事業 実務統括担当者に質問紙調査を実施し、因子分析により本事業の実施に必要な構成要素を抽出し、それら因子と本事業の「推進度」に与える影響をみるために重回帰分析を行った。

因子分析の結果,第1因子「ICT 化された業務管理と標準化」,第2因子「業務・役割分担の明確化と意思疎通」,第3因子「子ども家庭福祉・教育機関等との協働体制」と,第4因子「必要な人材とその確保」の4因子となった。重回帰分析では,有意なモデルを得ることができ,4因子すべてが本事業の「推進度」に有意に影響を及ぼしていた

これまで実証的研究が行われていなかった本事業について,本事業の実施体制・仕組みや方法等本事業を推進する要素について多くの示唆が得られた.

キーワード:養育支援訪問事業、子育て支援、家庭訪問、ミクロ実践、メゾ実践

I. 問題の所在

児童相談所の子ども虐待相談対応件数や、子ども虐待による死亡事例等の検証結果等(社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 2016)で報告されているように、子ども虐待の増加とその重篤さは社会に広く認識されているところである。2015年度の児童相談所の相談対応件数は10万3,260件であり、第1次から第12次報告までの子ども虐待による死亡事例等

の検証結果等における特徴として、心中を除く死亡事例のうち3歳児以下の割合は76.2%を占めており、0歳児の割合は45.3%である。加害の動機として、「保護を怠ったことによる死亡」「しつけのつもり」「子どもの存在の拒否・否定」「泣きやまないことにいらだったため」などがあげられている。これらを防ぐために、妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目ない支援を強化すること等が指摘されている。

子ども虐待の予防施策として,子ども家庭福祉 領域でもアウトリーチ型の家庭訪問事業が導入され,2008年の児童福祉法改正により乳児家庭全戸 訪問事業と養育支援訪問事業が法定化された.養 育支援訪問事業は,「養育支援が特に必要である と判断した家庭に対し,保健師・助産師・保育士 等がその居宅を訪問し,養育に関する指導,助言

2016年6月28日受付/2016年12月2日受理

KIMURA Yoko

日本社会事業大学社会福祉学部 E-mail:kimura@jcsw.ac.jp 等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする」ものである。多くの親子の中から虐待に至るリスクの高い親子を把握し、集中的発生予防、早期発見・早期対応を行う1.5次予防の効果が期待されるものであり、この段階で親の困っている問題を解決することで親子関係が改善されやすい(佐藤 2011)。2013年4月1日現在、養育支援訪問事業を実施している市町村は、全国1,742市町村のうち1,225か所(70.3%)である(厚生労働省雇用均等・児童家庭局2015)。

本事業に関する先行研究は多くはない そのう ち、全国規模の調査を行った研究には、中坂の調 香(中坂 2006、中坂・但馬・疋田・ほか 2007) があ る。本事業の前身である育児支援家庭訪問事業を 行っている 288 の自治体のうち 199 自治体が回答 した実態調査では、早期集中で関わることによる 効果や育児不安の軽減、親性の育成、子どもの発 達確認など対象家庭の問題の軽減・改善に役立っ たと評価されている。その一方で、中核機関と実 施機関の心理的距離や、保健と福祉の協働の難し さ、ケース検討会の必要性、事業の目的・位置づ けの共有の問題, 求められている人材確保の困難 性、研修の重要性などが課題として示された。い くつかの自治体を対象としたヒアリング調査から は (中坂 2006)、①事務局機能・役割の明確化、研 修体系など望ましい仕組みのモデル化,②本事業 が効果的と考えられる対象層の提示、③支援者の 確保方法や研修体系,内容のモデルの提示,④要 保護児童対策地域協議会との連携、⑤事業評価方 法, 基準の提示等が課題として示されている. ま た, 西郷 (2011) の全国の自治体を対象とした子 育て家庭への家庭訪問サービスに関する調査で は、実施上の問題として、「事業成果を数量的に集 約・把握できない」「訪問者へのスーパービジョン が不十分」「エバリューションが不十分」などがあ げられ、自由記述の課題点では、事業対象に関わ る事業情報の周知不足や受け入れない家庭への支 援の開発、機関・他制度間の連携・区別化を踏ま えた包括的ケアマネジメント、ケアの方法の充 実, アセスメント, 研修など支援者の支援や効果

測定,実施のための人的・組織的体制の未確立などが指摘されている

実証的な研究ではないが、佐藤(2009)は、各 地の乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業の 取り組みや文献等から、要支援者を把握するアセ スメント指標や家庭訪問の効果測定のためのツー ルと、両事業の推進マニュアルを作成して全国の 自治体に配布している。他方、アメリカ Happy Family America のヘルシー・スタート (白石 2011) や、イギリスのホームスタート(山田 2011) など、海外で効果が実証されているモデル (桐野 2011)を養育支援訪問事業等に援用している取り 組みがある。しかしながら、わが国における本事 業の実績はまだ浅く、自治体の裁量や工夫により 実施されているのが現状である。かつ、本事業に 関する調査研究も数少ない. 母子保健, 子ども家 庭福祉の複数部署にまたがり、他の事業・サービ スとの連携も要する本事業にあたっては、わが国 の制度や実施運営体制においてどのように組み込 み実施していくのが効果的なのか、実証的に検討 していく必要がある.

Ⅱ. 研究の目的と視点

1. 研究目的

本研究の目的は、ミクロからメゾレベルにおけるソーシャルワークの視点から、自治体による目的に照らした養育支援訪問事業の実施に必要な構成要素を明らかにすることである。実施体制・仕組みや方法等の構成要素を探索的に抽出し、本事業の推進度との関連を分析することによって、本事業の実施に影響を及ぼす要因を検討する。なお、本稿は、平成24~26年度科学研究費助成事業(課題番号:24530752)(学術研究助成基金助成金)基盤研究(C)(主任研究者 日本社会事業大学 木村容子)における調査結果の一部を報告するものである。

2. 自治体が実施する養育訪問支援事業におけるソーシャルワークの視点

子ども家庭福祉におけるソーシャルワークは,

子どもの最善の利益に基づく子どものウェルビーイングを実現させるために、子どものパーマネンシーを志向しながら、子どもとその家庭の成長・発達的視点とコンピテンスの視点を含めたエコロジカルな視座に立つものである。子どもとその家庭個々のシステムの努力のみならず、地域・社会システムがそれに呼応する支援サービスシステムを構築することを目指す(Pecora、Whittaker & Maluccio 1992)。自治体による子育で支援ということに照らし合わせると、子どもやその家庭個々、あるいは集団というミクロレベルの実践から、自治体という組織が地域とのむすびつきをもってサービスを提供するためのシステムをつくるメゾレベルの実践、そして政策へと反映していくマクロレベルの実践を展開していくこととなる。

その上で、ケースマネジメントは、「生活上の問 題があり、何らかの援助を必要としているにも関 わらず、自身に必要なサービスなどの資源を見つ け出して利用することが困難な人を必要な資源に つなぐ、理論的な方法」(平田 2015:39) であり、 時間とともに変化する人の状態や社会関係に応じ た「時間的・横断的」な援助 (芝野 2002) である. また、Rubin (1987) は、アウトリーチ、直接的 サービス (ケア)、アドボカシー、危機介入の機能 をケースマネジメントの重要な機能として位置づ けている。とくに、アウトリーチ型の家庭訪問に よる子育て支援は、子ども虐待の予防に効果的で あり、家族ケアの柱とされる(徳永 2007) 子ども を身ごもる妊娠期から子どもが生まれ成長する過 程において、問題が重篤化する前に必要な支援が タイミングよく受けられるように、要支援家庭の 発見を積極的に行う家庭訪問等を内包する子育て 支援の実践には、ケースマネジメントの機能およ び方法は効果的であると考える。また、人びとに 社会資源やサービスを提供する効果的で人道的な システムを発展させるためのソーシャルワークの 機能として、組織の運営管理、プログラム開発、 連絡調整, 評価等を, 北島 (2008) はあげている. 自治体が子育て支援の事業を効果的に実施してい く上で、このような組織レベルの取り組みは重要 かつ、ミクロ実践とともに両輪となって動かさね ばならないものである.養育支援訪問事業においては、要支援家庭に対しその過程に応じた集中的なケアやサービスを提供するものであり、本事業を自治体のどこの部署に位置づけ、どのようにケースをマネージメントし、サービス提供を行っていくのか、つないでいくのか。ミクロ実践から自治体という組織内の実施運営体制といったメゾレベルに及ぶ視点をもって、効果的な実施体制・仕組みや方法等を構築していく必要がある。

Ⅲ. 研究の方法

1. 調査対象と方法

全国1,742の市区町村(指定都市を含む)において本事業の実務を調整,統括する担当者(以下,「実務統括担当者」)を対象に,市区町村の子育て支援担当部局宛として郵送法による質問紙調査を実施した.調査期間は,2013(平成25)年12月1日~2014(平成26)年3月31日であった.倫理的配慮については,所属大学の研究倫理委員会の審査を受け,承認を得た.調査結果は統計的に処理され,個別の市区町村が特定できる情報は公開しないことを明記した.

2. 調査内容と本稿で使用する質問項目

質問紙の調査項目の作成にあたっては、①厚生 労働省「養育支援訪問事業ガイドライン」(以下, 「ガイドライン」)(厚生労働省 2008) と、②木村 (2013) がレビューした 2007 年 1 月~2013 年 8 月 末までの子育て家庭を対象とした家庭訪問型の事 業に関する文献・先行研究を参考に、筆者を含む 研究者3名で、図1のような養育支援訪問事業実 施のための3つの枠組み(「事業全体の運営体制」「担 当職員・訪問支援者の養成・確保」と「支援の方法・ 仕組み」) とそれらの構成要素を仮説立てた.「事 業全体の運営体制」では、本事業担当部署・中核 機関と訪問支援者を中心とした予算、統括する人 材・仕組みや業務の役割分担・意思疎通、他の関 連部署・機関との協働体制、本事業実施のための 資料・教材、ガイドラインやマニュアル、評価シ ステムなどの構成要素があり、「担当職員・訪問支

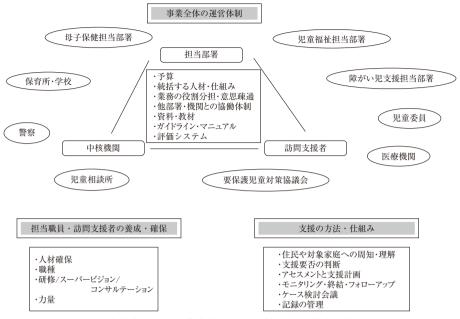


図 1 養育支援訪問事業実施のための枠組みと構成要素の仮説

援者の養成・確保」は、事業担当職員・中核機関職員・訪問支援者の人材確保、研修等質向上の仕組みやそれぞれに必要な力量などの構成要素を、「支援の方法・仕組み」は、住民への啓発や対象家庭への支援の了解、支援要否の判断、アセスメントおよび支援計画、モニタリングや終結・フォローアップ、ケース検討会議等の実施、記録の管理などの構成要素をあげた。これに基づき、ブレーンストーミングを行って質問項目をあげ、質問紙案は、本事業に詳しい研究協力者2名からの助言を得て内容を修正し、作成した。

質問紙は6つのパート I ~VIで構成した.本稿における分析では、問IV「貴市区町村の「養育支援訪問事業」に関する現状について」の実施度合いに関する質問91項目(以下、「現状の実施度」)と、問V「貴市区町村の「養育支援訪問事業」および子育て支援全般の現状について」の1項目「貴市区町村の養育支援訪問事業はうまくいっている」(以下、「推進度」)を使用した。問IVの「現状の実施度」91項目は、仮説の「事業全体の運営体制」「担当職員・訪問支援者の養成・確保」「支援の方法・仕組み」の3つの枠組みとその構成要素

にしたがい,「事業全体の運営体制」に関して 42 項目,「担当職員・訪問支援者の養成・確保」に関して 26 項目,「支援の方法・仕組み」に関して 23 項目を設定した。これらの質問は,各自治体の実務統括担当者が,各質問項目に対する現状について「1.まったく」から「10.十分」の 10 件法でもっとも当てはまる個所にチェックするよう求めたものである.

3. 分析方法

本事業について、①自治体が本事業の目的遂行のために必要な本事業の実施体制・仕組みや方法等に関する構成要素を探索的に明らかにするために、問IVの「現状の実施度」91項目について探索的因子分析(主因子法・バリマックス回転)¹⁾を行う.②因子分析で抽出された構成要素と問Vの本事業の推進度との関連を分析することにより、本事業の実施に影響を及ぼす要因を明らかにするために、①で確認された因子を独立変数、問Vの本事業の「推進度」の質問項目を従属変数とした重回帰分析(強制投入法)を実施した.分析には、IBM SPSS Statistics22を使用した.

Ⅳ. 結 果

質問紙の回収・有効回答数は660件(回収率37.9%)であり、本事業を実施している市区町村468件(有効回答数の70.9%)を分析対象とした.

1. 回答自治体の基礎情報(2012年度)

市区町村分類では,「市(政令市・中核市以外)」 が最も多く248件(53.0%)、次いで「町・村」171 件 (36.5%),「中核市」29件 (6.2%),「政令市」10 件 (2.1%)、「東京 23 区」8 件 (1.2%) であった 18 歳未満人口では、「1 万~3 万人未満」が 110 件 (23.5%)、「1 千~3 千人未満」84 件 (17.9%)、「5 千~1万人未満」82件(17.5%)とつづく、実支援 家庭数では,平均75.2件(標準偏差362.0),中央値 13.0 件, 最大 6,491 件, 最小 0 件と, 自治体によっ て大きな開きがある. 本事業の運営体制では、す べて運営している自治体が353件(75.4%)であ り、訪問支援者のみを委託している自治体が105 件(22.4%)でほぼ占めている。本事業担当部署内 の担当職員数(常勤)は、1人が最も多く120件 (28.8%), ほぼ同数で「3~5人未満」(113件, 27.2%),「2人」(84件, 20.2%)で5人までの自治 体で8割程である。中核機関職員数(常勤)は、 「1 人」68 件、「2 人」65 件、「 $3\sim5$ 人未満」72 件、 「5~10人未満」68件と10人未満でばらつきがあ る。訪問支援者数(常勤)についても同様で、「1~ 2人」86件,「3~5人未満」74件,「5~10人未満」 92件で回答数の8割弱となっていた。

2. 因子分析の結果

まず、本事業を「実施している」468件について、①分析対象となる本事業の「現状の実施度」91項目の回答に1割以上欠損値のあるケースと、②91項目の9割以上に、回答が1つの選択肢になされているケース41件を除き、427件について分析した。各質問項目の平均値、標準偏差、歪度から分布に偏りがあったため全項目を対数変換し、探索的因子分析(主因子法・バリマックス回転)を行った。固有値1.00以上のルールとスクリープ

ロットを用い、①因子負荷量が2因子にまたがり0.30を超えている項目と、②どの因子にも0.30未満の因子負荷量しか示していない項目を除いて繰り返し分析した。5回目で34項目の4因子で因子構造の安定した解が得られた(表1)。この4因子によりサンプルの分散をどの程度説明しているかを示す累積寄与率は45.9%であり、全体に対する説明力は高くはなかった。各因子間の内的一貫性(信頼性)を表すクロンバックα係数については、第1因子=.891、第2因子=.941、第3因子=.835、第4因子=.682であり、第4因子は若干低いものの、他は十分な値を示しており、おおむね信頼性は確保されていると判断され得る。

各因子に帰属する質問項目とその因子負荷量を もとに、4因子それぞれに解釈を与え、名称をつ けた。第1因子は、支援の要否・アセスメント・ 支援計画の立案・見直し/終結の判断や評価に既 存・既製のツールを用いる項目と, 子育て情報冊 子やおもちゃ・絵本など支援に活用する資料の項 目、そして本事業業務の実施要綱・ガイドライン やマニュアルに関する項目, 記録の管理や事業評 価などの項目と並んでこれらを ICT 化する項目 となっており、ICT を用いて本業務を管理、標準 化する因子と考え、「ICT 化された業務管理と標 準化」の因子と名づけた。第2因子は、中核機関 内および本事業担当部署と訪問支援者を挟んだ二 者間の業務・役割分担の明確化や意思疎通に関す る内容となっていたため、「業務・役割分担の明確 化と意思疎通」の因子と名づけた。第3因子は, 児童相談所,保育所等の施設,児童委員といった 子ども家庭福祉領域の機関等や学校といった教育 機関との協働体制に関する内容であったため, 「子ども家庭福祉・教育機関等との協働体制」と名 づけた、第4因子は、本事業担当部署の担当職員 (専任) と専門的相談支援に訪問支援者数の確保 と、それぞれに医療保健専門職者(保健師・助産師 等)を配置する内容であるため、「必要な人材とそ の確保」と名づけた。

3. 重回帰分析の結果

探索的因子分析の結果抽出された、本事業を実

ソーシャルワーク学会誌 第33号 2016

表 1 探索的因子分析の結果(主因子法・バリマックス回転)

	76 U	因 子						
	項 目	1	2	3	4			
第1因	日子:ICT 化された業務管理と標準化(α=.891)							
IV.81.	各ケースの目標達成状況や支援計画の見直し,終結の判断のために, 既製・既存のツールを用いる	.790	.039	.055	.029			
IV.62.	支援計画立案のために既製・既存のツールを用いる	.737	.065	045	.102			
	既製・既存のツールを用い、支援家庭の子ども、あるいは親の変化を	.711	.069	.034	.076			
IV.60.	評価する 子ども,親,養育環境の等の把握のために,既製・既存のアセスメント・ツールを用いる	.693	.077	022	.174			
IV.80.	各ケースの目標達成状況や支援計画の見直し、終結の判断のための一 定の指標がある	.644	.165	.141	.045			
IV.59.	子ども、親、養育環境の等の把握のためのアセスメント票がある	.622	.138	075	.175			
IV.55.	支援の必要性がある家庭を判断するために, 既成・既存のツールを用いる	.621	.077	.071	.207			
IV.90.	本事業と, 貴市区町村の子ども虐待通告件数や子育て支援サービスの 利用状況等との関連を評価する	.570	.088	.242	028			
IV.85.	本事業業務のマニュアル化をはかる	.549	.161	014	.069			
	利用者が本事業を評価する	.529	.079	.063	036			
IV.86.	本事業業務の ICT 化(電子化)をはかる	.497	.112	.059	.045			
	本事業実施のために作成・使用している実施要網/ガイドラインがある	.428	.247	.046	.074			
IV.73.	支援家庭の親が子どもとあそぶためのおもちゃや絵本, それらを作る キットがある	.409	.054	.076	024			
IV.66.	支援ケースに関する記録を電子化し、蓄積 (データベース化) する	.391	.115	.074	.067			
IV.52.	本事業について住民に周知する	.371	.152	.241	.058			
IV.71.	支援家庭に提供する子育て支援情報誌や冊子がある	.306	.236	.141	.208			
第2因	3子:業務・役割分担の明確化と意思疎通(α=.941)							
	中核機関の職員間の意思疎通をはかる	.127	.895	.148	.134			
	本事業担当部署の担当職員と中核機関職員との意思疎通をはかる	.129	.889	.137	.145			
-	中核機関職員と訪問支援者との業務・役割分担を明確にする	.147	.850	.149	.028			
	中核機関職負と訪問支援者との意思疎通をはかる	.148	.831	.166	.090			
	中核機関の職員間の業務・役割分担を明確にする	.244	.814	.139	.125			
	中核機関職員は、地域の社会資源に精通している	.232	.697	.046	.101			
	本事業担当部署と中核機関にかかわる業務・役割分担を明確にする	.209	.692	.222	.072			
	個別ケース検討会議は必要な人員で構成されている	.142	.396	.210	.278			
	3子:子ども家庭福祉・教育機関等との協働体制(α=.835)	104		==0	050			
	学校と協働する体制がある	.124	.090	.756	.073			
	児童相談所と協働する体制がある	.075	.255	.726	.024			
	警察と協働する体制がある 民生・児童委員、主任児童委員と協働する体制がある	.138	.115 .103	.717 .696	.053 .005			
	保育所・幼稚園・認定こども園と協働する体制がある	092	.103	.639	.118			
	子: 必要な人材とその確保 (α = .682)	.022	.133	.003	.110			
	専門的相談支援の訪問支援者に医療保健専門職者(保健師・助産師等)							
	を配置する	.034	008	.108	.603			
-	専門的相談支援の訪問支援者数を確保する 本事業担当部署の担当職員に医療保健専門職者(保健師・助産師等)を	.130	.227	.123	.560			
	配置する	.049	013	.008	.547			
	本事業担当部署の担当職員数を確保する 本事業担当部署の担当職員の専任数を確保する	.035	.231	001 018	.517			
IV.5.		.223	.125	018	.378			
	因子寄与率 	16.474	15.654	8.629	5.163			
-	累積寄与率 45.92							

	非標	準化係数	標準化係数	t	有意確率	共線性の統計量	
	b	標準誤差	β			許容度	VIF
(定数)	.311	.047		6.577	.000		
因子 1:ICT 化された業務管理と標準化	.145	.041	.174	3.571	.000	.801	1.248
因子 2:業務・役割分担の明確化と意思疎通	.188	.047	.203	3.989	.000	.735	1.360
因子 3:子ども家庭福祉・教育機関等との協 働体制	.103	.051	.096	2.034	.043	.853	1.172
因子4:必要な人材とその確保	.204	.042	.226	4.884	.000	.891	1.122

表 2 重回帰分析結果

F(4.400) = 30.899 p < .01 調整済み $R^2 = .228$

施するための実施体制・仕組みや方法等の構成要素を示す4因子が,間V本事業の「推進度」の変数にどのように関連しているかを分析するために,4つの各因子の項目平均を下位尺度得点とし,4因子を独立変数,「推進度」を従属変数として,重回帰分析(強制投入法)を行った.得られたモデルの調整済み R^2 値は0.228であり,説明力はあまり高くはなかった.しかしながら,F値は30.899(df=4,400)で,1%未満で有意であり,「推進度」と抽出された4因子との関係を予測するに役立つと判断した.

表 2 のように、本事業の「推進度」には 4 因子すべてが有意に影響しており、各因子が与える影響は大きいものから順に、「必要な人材とその確保」(β = .226、p<.01)、「業務・役割分担と意思疎通」(β = .203、p<.01)、「ICT 化された業務管理と標準化」(β = .174、p<.01)、「子ども家庭福祉・教育機関等との協働体制」(β = .096、p<.05)となった。許容度はいずれの因子も 1 に近く、VIF 値も10.0 以下であり、独立変数間に多重共線性は存在しない(小塩 2004:101-102)と判断した。

Ⅴ. 考 察

ここでは、養育支援訪問事業を自治体のどこの 部署に位置づけ、どのようにケースをマネージメントし、ケアやサービス提供を行っていくのか、 つないでいくのか. ミクロ実践から自治体という 組織内の実施運営体制といったメゾレベルに及ぶ ソーシャルワークの視点を含め、本事業の実施体

制・仕組みや方法等について考察する。

1. 本事業に必要な人材

重回帰分析の結果、第4因子「必要な人材とその確保」は、本事業の「推進度」に最も影響を与える要因であった(β=.226, p<.01)。本調査の回答自治体の基礎情報で示したように、自治体間に差はあるものの、本事業担当部署の職員数も訪問支援者数もそれほど多くはない。1人の担当者が多くの訪問家庭を抱えている可能性がある。

本事業のミクロ実践における直接的なケアや サービス提供にあたる専門的相談支援を担う人材 について、 医療保健専門職の配置の重要性が示さ れた、保健師・助産師等の医療保健専門職の配置 に関し、 先の厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2015) の 2013 年度調査を見ると、専門的相談支 援に携わる訪問支援者の職種(複数回答)は、保健 師が8割を占めていることがわかっている。その ような実態が本調査の結果にも影響を与えている 可能性がある。一方で、中坂 (2006) や中坂・但 馬・疋田・ほか (2007) の 2005 年の調査では、本 事業の目的・機能の周知がなされておらず、母子 保健事業にもとづく他事業との区別がつかない等 の問題もあがっていた。さらに、事業が効果的(対 費用的にも)であると考えられる対象ケースとし て、妊娠期を含む周産期からの育児困難が想定さ れるケース、具体的には若年、産後うつ傾向、産 後うつ病、知的ボーダーラインなどのケースが早 期に短期的集中的に介入することによる効果が得 やすいであろうと示唆されている. このことは,

本事業が医療保健専門職により提供されてきたが 故なのか、あるいは本事業の目的・機能によるも のなのかについて更なる実証的研究が必要であろう.

2. 業務・役割分担の明確化と意思疎通

本事業の「ガイドライン」において、本事業の 中核機関は、「本事業による支援の進行管理や当 該事業の対象者に対する他の支援との連絡調整を 行う」機関である。すなわち、ケースマネジメン トを遂行する機関であり、そのために他事業・ サービスとの連絡調整が必要不可欠になる 本調 **査では、他部署・機関との協働についてだけでな** く. 本事業の実施に直接的にかかわる本事業担当 部署, 中核機関, 訪問支援者との関係についても たずねた. これは、本事業の実施にこの3者が位 置づけられているにもかかわらず、先行研究では 3者がそれぞれどのような業務を担っているの か、また3つがどのようなかかわりをもちながら 本事業を動かしているのかを調査したものがな かったためである。この点に関する因子として, 第2因子の「業務・役割分担の明確化と意思疎通」 が本事業の「推進度」に影響を与えていることは、 中核機関がこれら部署内/間との円滑な意思疎通 を図りながら、業務・役割分担を明確にすること が本事業を実施するに重要な構成要素であるとの 新たな知見である. これは、ソーシャルワークの 機能でいう組織の運営管理や連絡調整にあたるも のである。研究の視点で述べたように、自治体と いう組織においてさまざまなサービスによる子育 て支援の実践を展開するにあたり、組織における メゾレベルでの体制・仕組みや方法等をもって、 個々のケースに対するミクロレベルでの支援が活 きるのである.

事業の実施にあたり、「ガイドライン」では、要保護児童対策地域協議会(以下、「要対協」)の調整機関あるいは児童虐待防止ネットワーク(以下、「ネットワーク」)が連携に十分努めること、さらに、ケース管理を効率的に行う観点から、可能な限り中核機関と調整機関を同一とすることが適当であるとされている。2013年度、要対協および

ネットワークを設置している自治体はほぼ100% で (99.7%), 個別検討会議を開催している自治体 は9割弱あり、平均年間26.5 同開催されている (厚生労働省雇用均等・児童家庭局 2015)。2016年6 月交付された児童福祉法等の一部を改正する法律 では、要対協の機能強化として、自治体の要対協 の調整機関への専門職配置を義務づけし、 当該専 門職に研修を課すこととなった(児童福祉法第25 条の2第6項・第8項)。 さらに、子どもや妊産婦 の福祉に関し、必要な支援を行うために、自治体 に支援拠点を整備することとなっている (児童福 祉法第10条の2) 目下、市区町村の支援業務のあ り方に関する WG (2016) において検討されてい る運営指針(素案)のたたき台案では、要支援児 童や要保護児童とその家庭等を対象に, 通所・在 宅支援のケースを中心としたより専門的な相談対 応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャ ルワーク等の支援を行う機能を担うことが議論さ れている。このことを鑑みると、養育支援訪問事 業の中核機関を要対協調整機関に置くことは妥当 であろう. 支援拠点に配置される児童家庭支援員 や虐待対応専門員には、児童福祉司の任用資格を 有する者が充てられる(市区町村の支援業務のあり 方に関する WG 2016) これまで子ども家庭福祉分 野では、地域を基盤としたソーシャルワーク機能 を有する機関は存在しなかった。専門的相談支援 を担う保健医療職が多い養育支援訪問事業にあ たっても、福祉職を含んだソーシャルワーク機能 をもつ中核機関により、チームアプローチが展開 されることが期待される.

3. ICT 化された業務管理と標準化

第1因子「ICT 化された業務管理と標準化」は、本事業の「推進度」に対する影響力はそれほど高くはなかったが(β = .174、p<.01)、本調査の基礎統計結果(木村 2014)では、この因子に含まれる項目の現状の実施度は相対的に低く、このことが「推進度」へある程度影響しているかもしれない。

支援の要否・アセスメント・支援計画の立案・ 見直し/終結の判断,および事業の評価に既存・既 製のツールを用いる項目や,実際の支援に使用す る資料の項目が含まれた.このことは、一連の支援プロセスにおける運営体制も含めた仕組みとして捉えられると推察する.また、ICTを活用して本事業業務の実践を標準化し、ケースの記録のみならず事業評価に関するデータの管理に至るまでの仕組みをつくることにより、それらを使う一定の力量があれば誰もがその実践モデルを一定の水準を保って具体的に実用できるようになる.芝野(2015:209-210)は、実践モデルの普及・採用のためにICTを活用した電子書式を組み込むことは、実践モデル開発の目標の一つだと述べている.

最近の研究では、藤原(2012)がリスクアセス メントと在宅アセスメントの指標を、奥田 (2015) は支援選択の指標を開発している 藤原(2012)の 研究では、母子保健機関におけるリスクアセスメ ント指標の研修会, 事例検討によるアセスメント 理解等を通じ、保健師の虐待ハイリスクを把握す る力の向上と共に効果的な家庭訪問等による支援 につながり、要対協での保健師の予防の役割が再 認識されたとある。一方で、要対協調整機関にお ける在宅アセスメント指標を含む在宅支援手続き のマニュアルの試行では、情報共有の認識が育っ ていない自治体においては、個別ケース検討会議 のもち方や関係機関同士の連携において互いの信 頼関係の構築に結びつかず、徒労感も生じるよう であることが示唆された。アセスメントおよび支 援計画の立案・実施というミクロ実践だけでな く、同職種間あるいは多職種間の連携や協働をど のように形成していくのかといったメゾレベルで の実践も含めた標準化を図らねば、効果は得がた いであろう. 木村 (2012) は、開発された実践モ デルの普及には、チーム内の人間関係、関係機関 の専門職との人間関係にも目を配り、採用する現 場関係者側の不安や負担を軽減することにも配慮 した、開発者側からのコンサルティングやスー パービジョンの必要性について言及している.

また,家庭訪問 (事業) の効果を評価するもの としては,先の奥田 (2015) の支援選択の指標は アウトカム評価にも活用することを視野に入れて いる. Butchart, Harvey, Mian, et. al (=2011: 100-101, 86-87) は,子どもやその家庭に対する サービスのアウトカム評価は、適切な理論に根ざした最善のエビデンスを求めるべきであるが、アウトカムと虐待予防・防止との関連、アウトカムの種類と頻度、アウトカムについてのデータを利用できる可能性について考慮すべきと述べている。わが国においても、「子供の貧困対策に関する大綱」にある子どもの貧困指標のように、養育支援訪問事業であるとか、子どもの虐待防止を目的とする各事業・サービス、あるいは各自治体が提供する子育て支援(施策)を総体的に評価するための指標について、議論すべき時期にきているのではないかと考える。

4. 子ども家庭福祉・教育機関等との協働体制

第3因子「子ども家庭福祉・教育機関等との協働体制」についても、本事業の「推進度」に対する影響力は高くなかった(β =.096, p<.05)。因子負荷量が多いものから、学校、児童相談所、警察、民生・児童委員および主任児童委員、保育所・幼稚園・認定子ども園との協働体制の5つの項目からなる。本調査の記述的統計結果(木村 2014)では、本事業への紹介経路、本事業と併用している支援、他部署・機関に紹介/対応を依頼したケースについてたずねており、実にさまざまな部署・機関とのかかわりが浮かびあがった。にもかかわらず、何故この因子は、子ども家庭福祉領域と教育機関、とりわけ子育て支援の主となる機関・施設しか含まれていないのだろうか。

一つは、本調査では「協働」の定義づけをしていなかったため、「協働」という言葉による回答者の捉え方が異なっていたかもしれないという問題がある。他部署・機関との関わりを示す言葉として、このほかにも「連絡調整」や「連携」といった言葉がある。わが国のソーシャルワーク実践および研究において、これらの用語に定説はないといえるであろう。それ故、それが何を指すのかについて吟味し、明示しなければならなかったと考える。その一方で、三沢・山野(2013)の市区町村における子ども虐待の予防的対応に関する調査研究は大変興味深い。教育、福祉、母子保健、保育部局との連携体制の現況を主観的判断により回

答を求め分析した結果、教育委員会と児童相談所 との連携を低く評価している自治体は、母子保健 部局や保育部局との連携を高く評価している自治 体と比べて, 乳児家庭全戸訪問事業における家庭 訪問時に接触できない世帯数が多かった これ は、母子保健部局や保育部局との連携ができてい たとしても、教育委員会と児童相談所との連携が 不十分であると、接触できない世帯が多くなって いることを示している。少なくとも、本調査の結 果は、他部署・機関との関係も軽視できないが、 この因子にあるような子ども家庭福祉と教育機関 が本事業の実施にはより重要であることを示唆し ている。本研究の調査内容でも、三沢・山野 (2013) の分析手法と類似した方法での解析を行っ てみる, あるいは他部署・機関の連携, 協働, 連 絡調整等に関する先行研究の知見をより調べてみ る必要があろう。

V. 本研究の成果と課題

本研究では、養育支援訪問事業において、ミク ロ実践と組織内の実施運営体制といったメゾレベ ルでのソーシャルワークの視点をもって、自治体 による本事業の実施に影響を与える要因を明らか にした。本事業を実施するための実施体制・仕組 みや方法等の構成要素として、探索的因子分析の 結果から4つの因子(「ICT 化された業務管理と標準 化」「業務・役割分担と意思疎通」「子ども家庭福祉・ 教育機関等との協働体制」と「必要な人材とその確 保」)が得られた。さらに、抽出された4つの因子 と本事業の「推進度」の関連を見るために行った 重回帰分析の結果、有意なモデルを得ることがで き、4つのすべての因子が本事業の推進に有意に 影響を与えていることが明らかとなった。これま で実証的な研究がなされていなかった本事業につ いて、本事業の実施に必要な実施体制・仕組みや 方法等に関する構成要素をソーシャルワークの視 点から探索的にではあるが見出し、その推進の一 助となる示唆が得られたことに意義がある.

しかしながら、本質問紙調査の回収率は高くは なく、本調査結果の一般化には注意を要する。本 調査実施時期には本事業の実施自治体数が全体の 7割程であったことや、本事業の担当部署が自治 体によって異なるため、市区町村の子育で支援担 当部局宛に調査票を送付したものの、担当部署に 届かなかった可能性が、回収率に影響を与えてい るかもしれない。

本研究は、実務統括担当者の主観による「推進 度」の質問項目を用いて検証を行った。ほとんど の自治体で客観的指標による評価や利用者による 評価は実施されておらず(木村 2014), 入手可能な 客観的評価指標が存在しない本事業の実施要因を 分析するために、サービスを提供する側の実務統 括担当者が、本事業実施の評価を実践の中でどの ようにとらえているかの視点から検討すること は、本事業のあり方を問う一研究として有意義で あると考える。たとえば、このような実務者の主 観による質問項目を用い, 実務者の力量を分析し ている研究に、平田・芝野・小野(2013)、平田 (2015) の研究等がある。一方で、説明力を示す調 整済 AR^2 値は高くはなかった。これには、本調査 の質問項目から得られた本事業の実施の構成要素 以外の要因が他にある可能性や実務統括担当者の 主観による「推進度」を用いた影響もあると考え る

今後の課題として、目的に照らした本事業の推進要因を探る上で、問Vの他質問項目と抽出された因子との関連についても分析し比較検討することが考えられる。また、事業の推進度を評価するためには、客観的指標や利用者の満足度等を用いるべきである。前章でも考察しているが、Butchart、Harvey、Mian、et. al (2011)の指摘を勘案した評価項目を検討し、自治体の協力のもと、さらなる調査を行っていく必要がある。

謝辞 本研究にあたり、貴重なご示唆をくださいました関西学院大学人間福祉学部 芝野松次郎 教授,国立看護大学校 来生奈巳子教授, 滋慶医療科学大学院大学 小野セレスタ摩耶准教授, 滋賀大学教育学部 榎本祐子特任講師,本調査にご協力くださった市町村ご担当者の皆さまに心よりの感謝を申し上げます.

注

1)次の3点の理由により、直交回転を用いる。①本事業の実施に関わる要素といえる因子間の相関について推論できる先行研究は見あたらないこと、②因子寄与およびその寄与率、累積寄与率により、モデルの説明力を見ることができること、また③多重共線性を考えずに重回帰分析にかけることができることである

汝献

- Butchart, A., Harvey, A. F., Mian, M. et. al (2006) Preventing Child Maltreatment: a guide to taking action and generating evidence, World Health Organization.(=2011,藤原武男・水木理恵監訳『エビデンスに基づく子ども虐待の発生予防と防止介入―その実践とさらなるエビデンスの創出に向けて―』明石書店。)
- 藤原武男 (2012)「厚生労働科学研究費補助金 行政政策研究分野 政策科学総合研究(政策科学推進研究)児童虐待の発生と重症化に関連する個人的要因と社会的要因についての研究 平成23年度総括・分担研究報告書」(https://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201101040A,2015.12.20)
- 平田祐子(2015)『ケースマネジメントによる子育て支援 コーディネートー効果的なサービス提供のために一』 ミネルヴァ書房.
- 平田祐子・芝野松次郎・小野セレスタ摩耶 (2012)「子育て 支援総合コーディネーターに必要な「力量」に関する 研究」『子ども家庭福祉学』12, 93-105.
- 木村容子(2012)『被虐待児の専門里親支援—M-D & D にもとづく実践モデル開発—』相川書房.
- 木村容子 (2013)「子育て家庭のための家庭訪問型ソーシャルワーク実践モデルの枠組みと構成要素」『日本社会事業大学研究紀要』60,107-122.
- 木村容子 (2014)『「養育支援訪問事業」の実態調査 報告書』科学研究費助成事業 (学術研究助成基金助成金 (基盤研究 C)) (研究代表者 木村容子) 子育て支援・家庭訪問ソーシャルワーク実践モデルの開発 一実践モデルの原版づくり 調査研究報告書, (http://kosodate-home-visiting-sw.com/pdf/140807youiku.pdf, 2014.08.20).
- 北島英治 (2008) 『ソーシャルワーク論』ミネルヴァ書房. 桐野由美子 (2011)「児童虐待防止のための家庭訪問事業― 国際的視野からの沿革・現状・展望」 『世界の児童と母 性』70, 12-17.
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2015)「子どもを守る地

- 域ネットワーク等調査の結果 (平成 25 年度調査)」 (http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000075220. html, 2015.12.20).
- 小塩真司 (2004) 『SPSS と Amos による心理・調査データ 解析―因子分析・共分散構造分析まで』東京図書.
- 三沢徳枝・山野則子 (2013)「子ども虐待の予防・対応の現 状と支援課題―市区町村への調査結果から―」『学校 ソーシャルワーク研究』8,47-54.
- 中坂育美(2006)「児童虐待の発生予防・進行防止を目指す 在宅養育支援のあり方に関する研究~「育児支援家庭 訪問事業」および「親支援グループミーティング」を 通して」(主任研究者 奥山眞紀子『厚生労働科学研究 費補助金 子ども家庭総合研究事業 児童虐待等の子ど もの被害,及び子どもの問題行動の予防・介入・ケア に関する研究 平成 17 年度研究報告書』)
- 中板育美・但馬直子・疋田理津子・ほか (2007) 「『育児支援家庭訪問事業』による児童虐待の発生予防・進行防止の方向性」『子どもの虐待とネグレクト』9 (3), 384-393.
- 奥田眞紀子 (2015)「2012~2014 年度科学研究費助成事業 (学術研究助成基金助成金(基盤研究 C))養育支援訪 問事業における支援選択の指標開発—ニーズとアウト カムに着目して—」
- Pecora, P. J., Whittaker, J. K., & Maluccio, A. N. (1992) *The Child Welfare Challenge: Policy, Practice, and Research*, New York: Aldline de Gruyter.
- Rubin, A.(1987) Case Management, Social Work, 28 (1), 49–54
- 西郷泰之 (2011) 『社会的養護の予防を目的とした家庭訪問 支援に関する調査研究』平成 22 年度児童関連サービス 調査研究等事業報告書, 財団法人こども未来財団.
- 佐藤拓代 (2009)「妊娠・出産・育児の要支援家庭への訪問 指導のあり方に関する研究」(研究代表者 宮本信也『平成20年度厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研 究事業(政策科学推進研究事業))医療ネグレクトにお ける医療・福祉・司法が連携した対応のあり方に関す る研究 平成20年度総括・分担研究報告書』)
- 佐藤拓代 (2011)「保健機関による子ども虐待予防ーポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチへ」『小児科診療』74 (10), 1563-1566.
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会(2016)「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第12次報告)」

- 芝野松次郎 (2002)『社会福祉実践モデル開発の理論と実際』有斐閣.
- 芝野松次郎(2015)『ソーシャルワーク実践モデルの D & D プラグマティック EBP のための M-D & D』有斐 閣.
- 市区町村の支援業務のあり方に関する WG (2016)「『市区 町村における児童等に対する必要な支援を行うための 拠点』(仮) 運営指針 (素案) のたたき台 (案)」
- 白石淑江 (2011)「ヘルシー・スタートをモデルとした家庭 訪問の試み」『世界の児童と母性』70,38-42.
- 徳永雅子 (2007)『子ども虐待の予防とネットワーク 親子 の支援と対応の手引き』中央法規出版。
- 山田幸恵 (2011)「ホームスタートの実践一新しい家庭訪問型子育て支援のカタチ」『世界の児童と母性』70,27-33.

Analysis of Factors Influencing the Implementation of the "Home Visitation for Families in Need to Support Child-raising Project" by Local Governments; Focus on Micro and Mezzo Practice

Yoko Kimura (Japan College of Social Work)

Keywords: "Home Visitation for Families in Need to Support Child-raising Project", supporting families to child-raising, home visitation, micro practice, mezzo practice

The purpose of this exploratory study was to clarify the components necessary for the implementation of the project, "Home Visitation for Families in Need to Support Child-raising" by local governments from the perspective of social work in micro and mezzo levels. A nationwide questionnaire survey was conducted targeting the project administrative staff located in 1,742 city and local governments, with the objective to clarify, 1) the constituent factors for the implementation of the project through exploratory factor analysis and, 2) factors influencing "project advancement" using multiple linear regression analysis.

As the result of factor analysis, four factors

are identified: factor 1, "ICT used task management and standardization"; factor 2, "clarification of work/roles and mutual understanding"; factor 3, "collaboration with child and family welfare and educational institutions"; factor 4, "required personnel and securing the personnel." Statistically significant models were identified through multiple linear regression analysis. All the factors were significantly influential with regard to "project advancement."

Though there was no empirical research for this project, many suggestions on the factors such as an implementation framework, system, and methods advancing the project are provided from this study.